

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第243号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第286号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：平成29年4月1日付け新規採用職員一覧
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：個人の氏名、フリガナ及び性別
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が新規採用職員の配属状況等を把握するために作成した平成29年4月1日付けで採用した新規採用職員の一覧表である。当該一覧表には、平成29年4月1日付けで採用された職員の配属先の部局名、所属名、氏名、フリガナ及び性別が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

個人の氏名、フリガナ及び性別（以下「本件氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件氏名等を公にした場合、本件決定において既に開示されている採用年月日、所属部局及び所属の名称と照合することにより、本件行政文書に記載されている実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる。

そうすると、実施機関の職員の採用年月日が同号ただし書に掲げる情報に該当するか否かが問題となる。

そこで、実施機関の職員の採用年月日が公にされているか否かについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、採用年月日は職員録等に掲載しておらず、その他の方法においても公にしていないとのことであった。

この点について、事務局に確認させたところ、実施機関では奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に職員の所属、氏名及びフリガナを記載した上で一般に販売しているが、職員の採用年月日は職員録に掲載されておらず、その他実施機関において公にする慣行があると認められる事実は確認できなかった。

これらのことから、実施機関において職員の採用年月日を慣行として公にされている又は公にすることが予定されているとは認められず、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから、実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる本件氏名等は同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の氏名、フリガナ及び性別は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

①	開示請求	平成29年	4月	9日		
②	決定	平成29年	4月17日	付け	一部開示決定	
③	審査請求	平成29年	7月	12日		
④	諮問	平成29年	8月	24日		
⑤	経過	令和2年	11月	20日	第247回審査会	審議
		令和2年	12月	28日	第248回審査会	審議
		令和3年	1月	29日	第249回審査会	審議